

工事関係書類簡素化の実施について

1. 趣旨

働き方改革の促進や現場生産性の向上等の観点から、これまで土木工事共通仕様書等の設計図書に基づき、受注者に対して提出を求めていた工事関係書類について、提出対象書類の見直しを図るなど工事関係書類を簡素化することにより、受発注者双方の業務等効率化を図るため実施するもの。

2. 実施内容

原則、登米市で発注する全ての工事を対象とし、別表「登米市工事関係書類簡素化一覧表」に基づき実施する。

3. その他

別表は、発注者が受注者に求める最小限の工事書類を示したもので、受注者の創意工夫等の自発的な書類作成や提出を妨げるものではない。

簡素化の対象書類は、工事施工中及び工事完成書類納品時等に監督職員が指導し、簡素化の徹底を図る。

簡素化の対象書類は、提出しないことにより成績評定に影響を与えるものではない。

契約図書または、書面により簡素化対象としている書類を提出させる旨の記載がある場合はこの限りではない。

5. 適用工事

令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知をする工事を対象とする。それ以前の工事については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。